令和５年３月 17 日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の構築について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本医師会より標記通知がありましたので、情報提供いたします。

本通知は、政府「新型コロナウイルス感染症対策本部」において「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」が決定されたことを知らせるものです。

同決定では、以下の点を掲げた上で、各都道府県による「移行計画」の策定、冬の感染拡大に先立っての設備整備等の支援を通じた対応医療機関の維持・拡大を協力に促すとされています。また入院調整についても、まずは軽症等の患者の取組を進め、病床確保を含む行政による調整から、他の疾病と同様に入院の要否を医療機関が判断し、医療機関間での調整を基本とする仕組みに移行するとされています。

・新型コロナウイルス感染症対策にこれまで対応してきた医療機関に引き続き対応を求めること
・新たな医療機関に参画を促すための取組を重点的に進めること
・暫定的な診療報酬措置を経て、令和６年４月の診療報酬・介護報酬の同時改定を通じて新型コロナウイルス感染症対応を組み込んだ新たな診療報酬体系による医療提供体制に移行させること
・この間、感染拡大が生じうることも想定し、感染拡大への対応や医療提供体制の状況等を検証した上で、その結果に基づき、必要な見直しを行うこと

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】
https://www.med.or.jp/login.html
https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html
※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要
ＩＤ等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで

【担当】
大阪府医師会地域医療１課
（06-6763-7012）